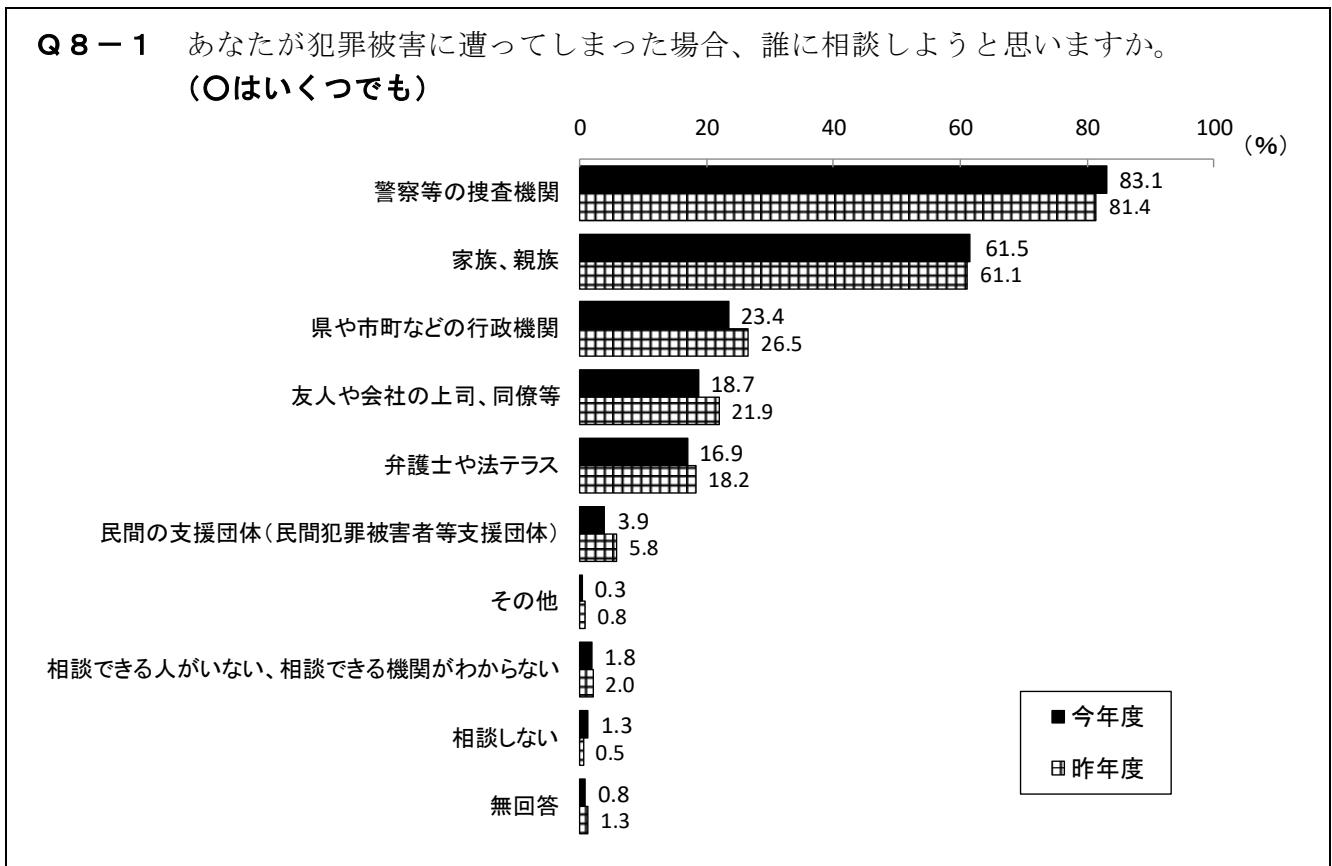


8. 犯罪被害者等支援について

8-1. 犯罪被害に遭った場合の相談相手

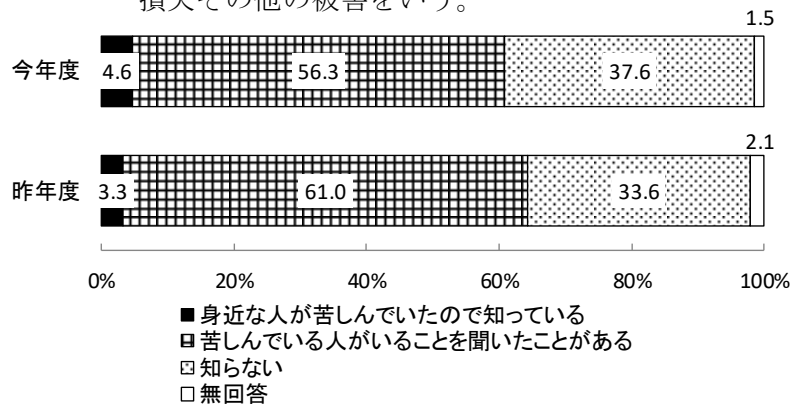


犯罪被害に遭った場合の相談相手について、「警察等の捜査機関」が 83.1%と最も高く、次いで「家族・親族」が 61.5%、「県や市町などの行政機関」が 23.4%の順となっている。昨年度と比較すると、「友人や会社の上司、同僚等」は 3.2 ポイント、「県や市町などの行政機関」は 3.1 ポイントそれぞれ低下している。

8-2. 「二次的被害」の認知状況

Q 8-2 あなたは、犯罪被害に遭われた方やその家族又は遺族が「二次的被害」※により苦しんでいる実情があることを知っていますか。（○は1つ）

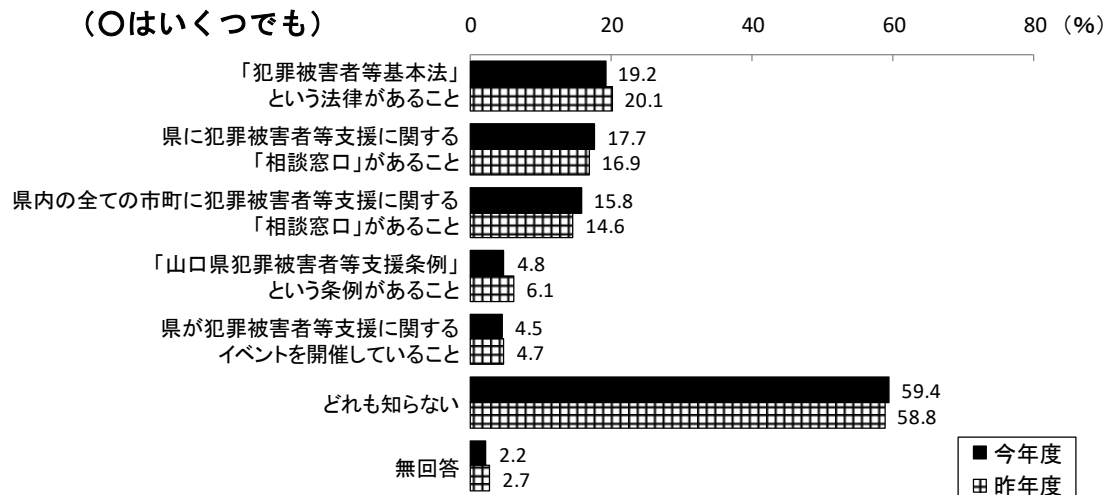
※二次的被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。



「二次的被害」の認知状況について、「身近な人が苦しんでいたの知っている」が4.6%、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」が56.3%、「知らない」が37.6%となっている。昨年度と比較すると、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」は4.7ポイント低下し、「知らない」は4.0ポイント上昇している。

8-3. 犯罪被害者等支援に関するものの認知状況

Q 8-3 あなたは、次の犯罪被害者等支援に関するものを知っていますか。（○はいくつでも）



犯罪被害者等支援に関するものの認知状況について、「どれも知らない」が59.4%と最も高くなった。また、知っているものについては、「「犯罪被害者等基本法」という法律があること」が19.2%、「県に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」が17.7%の順となっている。昨年度と比較しても、差はみられなかった。